

## 第 210 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 6 年 10 月 18 日（金） 13:30～14:48

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

### 【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、白塚 重典、  
菅 幹雄、富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

### 【臨時委員】

宇南山 卓、牧野 好洋、宮川 幸三

### 【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、  
内閣府大臣官房政策立案総括審議官、内閣府経済社会総合研究所次長、  
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長

政策統括官（統計制度担当）：山田総務省大臣官房審議官、重里統計企画管理官  
栗原統計品質管理推進室参事官

4 議 事

- （１）部会の審議状況について
- （２）諮問第185号の答申「国勢調査の変更について」
- （３）諮問第189号「令和 7 年国勢調査に係る匿名データの作成について」
- （４）「国土交通省統計改革プラン」の主な実施状況について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第210回統計委員会を開催いたします。

本日10月18日は統計の日でございます。この統計の日に関連しましては、総務省では、今週の末に新宿駅西口広場において統計データ・グラフフェアを開催するなど、各種イベントを行うと伺っております。私も昨年、新宿の西口の方に伺わせていただいて、小中高のいろいろな統計グラフを見せていただいたところです。こうした取組を通じて、我が国における統計の重要性に対する理解が深まり、統計調査に対するより一層の協力が進むよ

う期待したいと思います。

本日は、樞委員が遅れて出席されると伺っております。

本日も、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。本日の議事は、議事次第のとおり、まず部会報告、それから、答申、諮問などについて予定しているところです。

**○谷本総務省統計委員会担当室長** 本日は、事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際には、必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただきますようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。スムーズな委員会運営に向けて、何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

**○樞委員長** それでは、早速議事に入らせていただきます。

最初は、部会の審議状況についてです。国民経済計算体系的整備部会での審議状況について、部会長の福田先生、御報告をよろしくお願いいたします。

**○福田委員** それでは、御報告申し上げます。ウェブで今回は失礼いたします。

10月3日に行われました第39回国民経済計算体系的整備部会の審議状況について御報告いたします。資料1を適宜御覧いただければと思います。なお、資料のページ番号は、中央の下に1/11といった形で表示されております。

まず、1ページ目を御覧ください。

第39回の部会では、1次QEの公表前倒しの可能性に関する研究についてと、速報期間における暫定的な異常値処理方法の検証についての2つの議事を審議いたしました。2つの議題でしたが、いずれも重要なテーマで、非常に活発な議論が行われたということです。

まず1つ目の1次QEの公表前倒しの可能性に関する研究についてです。

2ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、第IV期基本計画の別表課題、1次QEの公表前倒しの可能性について、海外の推計手法、基礎統計等の公表時期や早期化の可能性、推計精度への影響、次期基準改定に向けた推計方法の見直しに関わる検討状況等を踏まえ、研究を進めるといった項目に対応するものです。

既に本年の3月に開催された第36回の部会において、主要国のQE手法をリサーチした結果のほか、早期化した場合の推計精度への影響をつかむため、諸外国に倣って「基礎統計のカバー率」等の試算を行っていただきまして、内閣府から御報告いただいたところです。

その際、委員の方々から、QE公表を1日や2日ぐらい早くするメリットよりも、国際収支統計の3か月目のデータを使えなくなるデメリットの方が大きいのではないかと、今後、早期化の可能性について研究を進めるために、どのような基礎統計を早期化すれば、1次QEが早期化できるのか整理すべきといった御意見がありました。

そこで、今回は、1次QEの早期化のために、早期入手が必要な基礎統計と、その際の早期化日数の考え方、輸出入の3か月目補外方法の検討結果の2点について内閣府から御

報告いただいたところです。

資料の3ページ目、上段を御覧ください。

Q Eの供給側推計に必要な統計のうち、資料記載のとおり、I I P、商業動態統計、サービス産業動向調査、貿易統計、企業向けサービス価格指数（S P P I）の入手可能日が早期化されるならば、これが1つのグループです。これらが早期化されれば、それに伴って1次Q Eにおける供給側推計の早期着手が可能になるということでした。

ただ、それらを早期化するだけではG D Pの早期化ができませんので、需要側の推計も含めて整理する必要があります。

資料3の下段のページの図のように、現状は、そういった供給側の基礎統計の早期化に加えて、国際収支統計の3か月目及び家計調査等が早期化される必要があります。

家計調査等に関しては、後で申し上げますように、参照を取りやめるという選択肢もあります。そういう意味では、部会では、I I P、商業動態統計等の早期入手可能日数と、B O Pの3か月目等の利用の取りやめをするかどうか。そういったことに加えて、内閣府の作業の効率化を短縮した場合に、日数がどれだけ短縮化されるかということを含めて議論をしたということです。

資料の4ページ目、上段を御覧ください。

こうした整理を踏まえて、内閣府からは、今後の方向性として、大きく分けて2つの案が示されました。

まずは、B O Pの3か月目を利用し続けるかどうか、B O Pの3か月目を利用しない場合、それぞれの2案が提供され、1案については、利用し続ける場合には家計調査等を利用し続けるかどうかという論点もある旨の御報告があったということです。

この点、B O Pの3か月目を利用するかどうかの検討材料として、同じページの下段にありますとおり、輸出入の3か月目を補外推計するなどの試算結果等も内閣府から御報告いただきました。3か月目が入手できなくても、それまでの2か月分のデータを使って、どれだけできるのかということです。

財貨・サービスの純輸出で見ると、絶対値平均ではG D Pへの寄与度で0.1%pt程度、最大で0.37%pt程度の改定が見込まれており、特に、補外に利用可能な基礎統計がないサービスでは、改定が大きくなる可能性があることや、予測誤差を生む要因として、近年では、知的財産権等の使用料などの要因が大きいという御説明がありました。そういう意味では、3か月目を利用しないということは、それなりに統計に誤差が生まれる可能性があるということです。

こうした内閣府からの御説明を受けて、部会では、論点が複数あることを踏まえて、まずは家計調査等を利用し続けるか否かに関して議論した後で、B O Pの3か月目を利用し続けるかどうかについて議論いたしました。

まず、家計調査等を利用し続けるかどうかですが、これは1次Q Eの早期化とは別の概念でもあります。複数の委員から、国内家計最終消費支出について、需要側推計と供給側推計の統合値、それが現状使われているのですが、そうではなくて、供給側推計値を用いた方が、最終的に発表される年次推計値に近い傾向があることを踏まえると、Q Eにおい

ても、家計調査等の利用を取りやめてQ Eを作成するのがよいのではないかという御意見がありました。

ただし、常にいいというわけでもなく、コロナ禍では、需要側も含めた推計の方が年次推計に近くなったという内閣府の検討結果もあるため、大きな需要ショックが起こった場合の対応等も含めて、メリット・デメリットを改めて検討した上で、このQ Eの早期化とは別の場で検討すべきという御意見もございました。

また、B O Pの3か月目を利用するかどうかについてですが、どの程度早期化が可能かによって判断が分かれる。あるいは、仮に早期化が実現した場合でも、例えばB O Pの3か月目が公表された翌日に、3か月目を利用しない1次Q Eを公表するといったスケジュールになったときには、Q Eの結果の解釈をめぐって無用の混乱を招く可能性がある。あるいは、B O Pの3か月目の補外推計に関しては、例えば財貨・サービスそれぞれについて、より品目を細分化して推計するなど手法を工夫することで、精度向上の余地があるのではないかという様々な議論が出ました。

このような御意見を踏まえて、部会の取りまとめ案としては、まずは、家計調査の扱いを集中的に議論したらどうかということです。いろいろな早期化の条件として、家計調査の利用をするかどうかというのは非常に大きな前提条件になります。ただ、家計調査は、先ほども申し上げましたように、1次Q Eの早期化の問題とは別に、Q Eでそれを利用するかかどうかという議論もありますので、今後の部会においては、まず、1次Q Eの早期化の議論とは別の議論として、内閣府において、家計調査等の利用の有無に関する論点を整理していただくということになりました。

そして、その上で、1次Q Eの早期化については、家計調査等の扱いが決定した後に部会の場で改めて議論するものとし、内閣府において実現可能な早期化の日数やB O Pの補外推計等の精緻化について、更に議論を進めていただくということになった次第です。

これが第1の議題の1次Q Eの早期化ということに対する議論です。

2点目は、「速報期間における季節調整について一暫定的な異常値処理方法の再検証－」についてです。

資料8ページ目の上段に記載がありますが、こちらは昨年の10月に開催いたしました第35回部会において、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して設定した異常値処理のダミー変数についてです。2023年7－9月期2次Q E以降の速報期間について、当面の間、外れ値の判定には、信頼区間を95%から99%に変更し、機械的に異常値処理のダミー変数を設定することにいたしました、ということです。

もともとの経緯は、新型コロナが発生したときに、明らかにこれまでと季節性が異なっているということが発生したわけで、その緊急対応として、異常値処理ダミーというものを設定したわけですが、新型コロナが収まった後、では、それを元のように全く異常値処理をしないのか、それとも引き続き異常値処理をするのかということで議論が進んでいるということです。

その際、委員から機械的な処理の適否を判断するに当たって、より長期での検証が望ましいのではないかという御指摘がありました。

そこで本部会では、こうした御意見を踏まえて、内閣府において予測系列を用いた異常値処理の方法がより長い期間、具体的には、2000年から2022年の7－9月期の20年で比較してでも有効と言えるか検証した結果について御報告をいただいたということです。

資料8ページの下段の記載のとおり、多くの主要系列において、N o ダミー、つまり暫定的なダミーを設定しない場合の改定への影響に比べて、逐次ダミー、すなわち現行の手法による改定への影響の方が小さくなり、結論として、引き続き速報推計時点において、X-12-ARIMAの予測系列から外れ値となる場合に、暫定的なダミーを設定することで、改定への影響を抑制できる可能性があるとの御報告がありました。

すなわち今、季節性の異常値というのは、もちろんコロナ禍で特別に顕著になったわけですが、それ以外の時期でも、それなりに重要な問題として発生しているということでした。

その上で、では、どういう方法がいいのかということで議論が進みまして、今後の異常値処理の方法について、ダミーを設定する際の判断として、「原則」99%信頼区間を用いつつ、妥当性が明らかに認められないものは設定しないことにより、適度のダミー変数の設定を回避するのはいかがかという御提案をいただいたところです。ただ、こちらに関しては、本年12月公表の2024年7－9月期の2次QEの結果を踏まえて、ということでした。

ただ、いろいろな議論がその場でも出されたということです。委員からは、妥当性を見つつ、ダミーを入れた場合の考え方を整理すべきではないか。機械的にやるのではなくて、過度のダミー設定を回避するということは、少し恣意的ではないかという御批判もあったほか、特に従来から議論となっている、99%の信頼区間を設定する場合、名目値と実質値が片方だけが入るケースがある。特に、名目値は99%ではじかれますが、実質値は99%でははじかれなくて、例えば98%、ぎりぎり基準を満たさないとか、非常に複雑なケースもいろいろとあり得るということが指摘されました。

そういう御意見、あるいは個別の具体例を改めて議論して考え方を整理した方がいいという御意見も出ました。

そこで、議論の結果、本部会としては、当面は、今後の異常値処理の方法について、これまでどおり99%の信頼区間を用いて機械的にダミーを設定することで季節性の調整を行う。ただし、これを永劫的にやるというよりかは、やはりそれでも不自然なダミーの設定の仕方はもしかしたらあるかもしれないので、過度なダミーの設定を回避することに関しては、妥当性が認められるかどうかについて、今後の結果も踏まえて、改めて部会で審議する、そのための資料を内閣府から改めて御報告するということになり、そういう形の取りまとめになったということです。

私からは、以上、2点御報告申し上げます。

○樫委員長 福田先生、御報告ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントをさせていただきます。

今回は、2つの非常に重要なテーマが議事に上がったとの報告がありました。

まず、1次QEの公表前倒しの可能性に関する研究については、3月の部会に引き続き議論いただいたわけですが、公表早期化はトレードオフにあるとされる推計精度との関係を含め、論点は多岐にわたっておりまして、その検討は決して容易なものではないと考えます。

今回は、主に家計調査を利用するかについてと、BOP（国際収支統計）の3か月目を利用するかについての2つの論点につきまして、活発な議論があったと認識いたしました。

今後の方針としては、まず家計調査等の扱いについては、QE早期化とは別の議題として先行して議論をするものとし、改めて内閣府に論点整理をしていただくということ。その家計調査の取扱いが明確になった上で、1次QE早期化については、実現可能な早期化の日数やBOPの補外推計の精緻化について、更に検討を進めていただき、引き続き部会の場で御議論いただくという御報告でありました。

これはいずれも大変重要な論点でして、引き続き丁寧な御検討と積極的な御議論をよろしく願いいたします。

次に、速報期間における季節調整について、暫定的な異常値処理方法の再検証について、御報告いただきました。

こちらでも昨年の35回の部会での議論を踏まえて、今回、内閣府において、より長期での検証を実施の上、改めて部会で御議論いただいたところです。

その結果、速報期間における異常値処理方針については、当面、現在のX-12-ARIMAの予測系列の99%信頼区間で機械的にダミーを設定する方針を継続するとされた上で、今後に向けて、過度なダミーの設定を避ける観点から、ダミー設定の妥当性が認められないものはどういうケースなのかなどについて、改めて具体的に御議論いただく方向と理解いたしました。

本件につきましては、これまでも部会の場で継続的に御議論いただいていたところですが、引き続き、データや事例の蓄積を踏まえた検証と、それに基づく議論をお願いできればと思います。

部会長の福田先生をはじめ国民経済計算体系的整備部会に所属の委員の先生方、部会での御審議、ありがとうございました。

○福田委員 ありがとうございました。

○樫委員長 それでは、次の議題に移ります。

第2の議題も部会の審議状況についてです。人口・社会統計部会での国民生活基礎調査の変更に関する審議状況について、部会長の津谷先生から御報告をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○津谷委員 津谷でございます。それでは、国民生活基礎調査の変更に関する人口・社会統計部会での審議状況について、御報告をいたします。

本件については、先月の統計委員会で諮問された後、1回目の部会を今月3日に開催いたしました。

それでは、資料2を御覧ください。

今回の変更申請においては、調査票の設問に関する記載ぶりの変更と、集計事項の再整

理が計画されており、部会では、これらについて審議するとともに、令和3年に採択された前回の答申で示された課題についても、厚生労働省の対応状況を確認して、一通りの審議を終えました。

それでは、審議結果の概要について、順に御説明いたします。

まず、計画の変更について、まとめて御説明いたします。

調査票の変更については、実査終了後に現場から寄せられた御意見を参考にして、報告者に設問の趣旨を適切に理解していただきつつ、未記入や誤記入を防ぐものであること、また、集計事項の再整理については、e-Statとの整合性の確保や、調査票の二次利用により対応されてきた重要な集計を、本調査の集計事項の1つとして位置付けるものであることから適当と判断いたしました。

続きまして、前回の答申において今後の課題とされていた事柄についても審議を行いました。前回の答申で示された課題としては3点ありました。順に御説明いたします。

まず1つ目の課題ですが、3年前の変更では、障害者統計の充実を図るという観点から、国連統計委員会の下に設置されたワシントングループが開発した質問項目セットに準拠した調査事項を、健康票の質問8として追加することが計画されておりました。

一方で、本調査では、以前から健康票などにおいて、健康状態全般や日常生活への影響について尋ねる設問がありました。そのため、質問8の追加により、報告者において重複感が生じるのではないかと懸念から、質問8の有用性と類似項目との関係整理が課題となっておりました。

結論といたしましては、質問8の追加が国際比較可能性の向上に寄与するなど、利活用上の効果が望めること、質問8の追加により、ほかの項目の記入状況が悪化するという状況も認められなかったこと、また、類似項目についても、それぞれに具体的なニーズがあり、直ちにほかの項目で代替できる状況ではないことを確認いたしましたので、部会としては、おおむね適当と取りまとめたところです。

ただ、部会では、委員等からの主な意見にも記載しておりますが、必要性の相違を強調すると類似項目の整理が進まず、調査事項が増える傾向が生じる懸念があり、また、国際基準に沿った調査事項である質問8を追加したことにより、将来的には既存項目の把握目的を代替する可能性も出てくるのではないかと御意見が出されました。

2つ目の課題は、本調査の健康票で20歳以上を対象として健診等の受診状況を把握してきた質問項目について、成人年齢の引下げを受けて、回答を求める対象年齢の引下げの必要性について整理するという観点から付された課題です。

これを受けて、健診等の受診状況について、厚生労働省が公的統計での把握状況を年齢別に確認したところ、把握されていないのは、資料にも記載しておりますように、18歳及び19歳の学生、そして15歳以上20歳未満であって就学も就労もしていない者という一部の範囲にとどまることが分かりました。

その上で、厚生労働省は、18歳及び19歳の学生については、学校において健診等が義務付けられており、本調査で受診状況について回答を求める必要性が乏しいこと、15歳以上20歳未満であって就学も就労もしていない者については、未成年者に占める割合が小さく、

標本調査として行われる本調査において、仮に把握するとしても、分析に活用できる十分なデータが得られないと見込まれること、そして、健診等の受診状況について、従前から、飲酒、喫煙といった生活習慣と関連付けて把握をするという調査設計に大きな問題が認められないこと、という以上3つの理由から、この調査事項の対象年齢は、今までどおり20歳以上を維持するということでした。

これについて部会では、特段の御異論や御意見は示されず、課題への対応は適当と判断をしたところ です。

3つ目の課題である回収率向上に向けた取組の効果検証等についてですが、部会では、令和4年調査から一部の地域で先行導入され、令和5年調査で全国導入されたオンライン調査に関する効果の検証などについて報告がありました。

そして、オンライン回答の導入、郵送回収の前提となる調査員の訪問回数の緩和、コールセンターの設置など、いずれの取組についても事務負担の軽減、調査の効率化等の観点から効果があつたと認められ、新たな取組も予定されていることから、課題への対応は、適当と判断いたしました。

ただ、委員等からの主な意見の2つ目に記載しましたとおり、回収された調査票に占めるオンライン回答の比率を上げることも重要であるが、オンライン回答を導入したことが調査全体の回収率の向上に寄与しているのかどうかについても確認する必要があるという御意見が出され、これを受けて、次回の部会では、データに基づいて、これについて再確認を行うことといたしました。

以上が1回目の部会での審議状況です。

次は11月5日火曜日に2回目の部会を開催し、今申し上げたデータの確認とともに、結論が得られている部分について、答申案の確認などを行って審議を進める予定であります。

私からの御報告は以上です。

**○椿委員長** 津谷先生、御報告どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントをさせていただきます。

申請された変更事項のほか、前回答申で示された課題への対応状況についても一通り審議を終え、次回部会では、オンラインの調査全体に対する導入効果について改めて確認するとのことでした。事務負担の軽減や調査の効率化、精度の確保など、様々な面から、オンライン調査は政府統計調査全体で進めていかななくてはならない課題です。

この調査については、令和4年調査における一部導入を経て、5年調査から全国に拡大されたとのことですが、大規模調査としてのオンライン調査は、今回申請されている令和7年調査が初めてになると考えます。調査実施者からは、様々な取組について説明があつたとのことですが、オンライン調査の推進により、回答状況の底上げにつながるということ を心から期待したいと思います。

審議は次回も続くとのことですが、部会長の津谷先生をはじめ人口・社会統計部会に所属の委員の先生方、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に入らせていただきます。

諮問第185号、国勢調査の変更の答申案について、これも人口・社会統計部会の部会長、津谷先生から、御説明をよろしくお願いいたします。

**○津谷委員** それでは、国勢調査の変更に関する答申案について御報告いたします。

本件については、6月の統計委員会で諮問された後、4回にわたる部会審議を経て、本日ここにお示ししている答申案を取りまとめました。

7月以降の委員会において、その都度、議論を終えた部分の取りまとめの方向性について御報告をしておりますので、この場では、答申案のポイントについて簡潔に御報告したいと思います。

それでは、資料3を御覧ください。

まず、1ページ目の「(1) 承認の適否」ですが、全体的な結論としては、今回の変更について、承認して差し支えないと判断しました。

ただ、今後の課題として、将来的な対応を求めている事項が幾つかありますので、これについては最後に触れたいと思います。

次に、個々の変更事項について、「(2) 理由等」の部分で順に記載しておりますので、それに沿って御説明いたします。

まず、調査事項の変更については、2点あります。

1点目は、(ア)として、大規模調査年のみの調査事項とされていた「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」について、簡易調査である令和7年調査においても把握をするというものです。

これについては、2ページのcに示しておりますように、調査事項の利活用や、前回答申における指摘を踏まえての対応であることから、適当としております。

2点目の(イ)は、調査員記入事項とされていた「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を、報告者自身の回答項目に変更するというものです。

これについては、3ページのcにありますとおり、調査員の事務負担の軽減を図りつつ、調査の円滑化を図るという観点から、適当としております。

続いて、4ページ目の「イ 調査方法の変更」についてです。

これは、調査員が行っていた調査票などの配布について、一部の地域に限定して郵送配布を導入するというものです。

これについては、同様にcの部分となりますが、調査員確保が困難になりつつある状況を踏まえた調査方法の多様化の一環であること、試験調査の結果から、調査員調査と同程度の回収状況の確保が見込まれることなどから、おおむね適当といたしました。

ただ、dの部分にありますとおり、地方公共団体の負担増が見込まれることへの懸念も示されたことから、国と地方公共団体との意思疎通や、円滑な調査実施に向けた更なる検討についてコメントするとともに、郵送配布の導入に限らず、より幅広い視点での取組を求めることといたしました。

続いて、4ページの下にあります「ウ 調査実施期間・実施方法の変更」についてです。

これについては、調査全体のスケジュールを1週間程度繰り下げつつ、その期間の中で

調査関係書類の配布期間や督促の開始時期について、前回調査の経験や、その後の試験調査の結果を踏まえて改善を図るものであることから、適当としております。

続いて、6ページの「エ 公表時期の変更」についてです。

これについては、前回の令和2年調査の際、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などに伴って、一時的な対応として繰り下げていた公表時期を、基本的に当初計画段階の時期に戻すというものであることから、適当としております。

以上が、今回予定されている変更についての部会としての判断です。

続きまして、7ページに進みまして、前回答申における今後の課題への対応状況についてです。

令和元年に採択された答申の際、点線の枠囲みにありますとおり、4つの課題が付されておりました。いずれについても調査実施者における課題への対応について適当と判断しましたが、この後に申し上げる今後の課題との関係で、「(1) オンライン調査の更なる利用促進方策の検討」について、コメントいたします。

これについては、前回調査での経験及びその後の今回調査のための試験調査の結果を踏まえて、来年の本調査の際には、中段から下にある i) から iv) に列挙いたしました様々な対応が新たに予定されており、更なるオンライン回答の上積みが期待されるところです。

最後に、9ページの「3 今後の課題」においては、今申し上げた課題対応の取組を踏まえて、更なるオンライン回答の促進について改めて指摘するとともに、今回、地域を限定して導入する郵送配布について、手法の更なる改善に努める必要があるとして、来年の調査の実績を受けて検討・検証を行い、次回の令和12年調査以降における取扱いについて検討することを課題として指摘しております。

国勢調査の答申案についての御説明は、以上です。

**○樁委員長** 津谷先生、御報告ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か質問等あれば、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめに入りたいと思います。

今回の申請では、調査事項の見直しや、一部地域における郵送配布の導入など、前回調査の経験や、調査の効率化なども踏まえた変更申請がなされました。

津谷先生からの御報告があったように、今回申請された変更については、いずれも適当との判断がなされたとのことですが、調査の一層の効率化や、調査現場の負担軽減が強く求められる一方で、国の最も基本となる調査として、国と地方が一体となって取り組む必要があるという本調査の性格を踏まえたと、答申案の「イ 調査方法の変更」の d の部分に書かれている「地方公共団体との綿密なコミュニケーションの下、その状況も把握しつつ、円滑かつ適切な調査実施に取り組んでいただきたい。」というメッセージは大変重要な指摘と思います。

また、来年の調査における関心事項の1つであるオンライン回答についても、前回答申の課題対応の部分で記載されているように、更なる取組が予定されているとのことで、オンライン回答の一層の増加が期待されるところです。

総務省統計局におかれましては、これまでの経験等を生かし、引き続き円滑かつ適切な調査実施に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りします。国勢調査の変更についての本委員会の答申は、資料3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○樫委員長** どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。部会長の津谷先生をはじめ、人口・社会統計部会に所属された委員の先生方、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

諮問第189号、令和7年国勢調査に係る匿名データの作成について、まず、総務省統計局から御説明、よろしくお願いいたします。

**○小松総務省統計局統計調査部調査企画課長** 御紹介にあずかりました総務省統計局で調査企画課長をやっております小松です。今回、諮問第189号の概要ということで、御説明をさせていただきます。

それでは、資料4-1を御覧いただきまして、1ページおめくりいただければと思います。

匿名データの諮問の際に関しましては、いつも前提事項を付けさせていただいているということで、1ページ目、簡単に今までの決定の話を書かせていただいているところです。

御存じのとおり、公的統計の整備に関する基本的な計画におきましては、匿名データにつきましては、統計研究研修所の支援を受けた上で、早期の提供を図り、かつ、下の段の第Ⅳ期の計画にもありますように、提供する統計調査の種類や年次の追加を積極的に行っていくという方針があったところです。

これを踏まえまして、前回9月の統計委員会におきまして、提供早期化に関する取組ということで、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」を御決定いただいたということで、中身といたしましては、匿名化の処理基準について、調査共通の考え方に基づいて設定した上で、調査結果の公表後に行っていた匿名データ作成の答申を、「基幹統計調査の実施又は変更に係る統計委員会の答申を行った後に行うことも可能」というような形に位置付けていただいたところです。

今般、先ほど御答申を出していただきました令和7年国勢調査に関しまして、早速こちらを適用いたしまして、匿名データの御審議もお願いするという形式になっております。

それでは、1ページめくっていただきまして、2ページの今回の内容を御覧いただければと思います。

今回の匿名データの作成対象につきましては、先ほど御説明しましたとおり、令和7年の国勢調査、今まで平成12年以降令和2年までは既に作成済みという形になっております。

なお、こちらで諮問をお願いするところの前提条件です。調査事項の変更点につきましては、先ほど御紹介ありましたとおり、その下の矢印のところにあります。2点ありますが、1点目、「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」につきましては、今回追加とはなりましたが、令和2年でも調査事項は存在しました。

また、2つ目、「世帯の種類」及び「住宅の建て方」については、報告者を変えたということについて、調査事項としてはもともとあったということであり、令和2年の際に匿名化した手法が、実はそのまま使えるということもありまして、特に設問内容についての変更はないという形になっております。

これを前提といたしまして、総務省統計研究研修所が開催しております有識者会議、次のページに参考までにメンバー等々を付けてありますが、こちらにおきまして、匿名化処理が匿名化処理基準に沿っているということを検証していただいた上で、妥当であるということを確認しております。

なお、当然ですが、まだ令和7年の国勢調査をやっておりませんので、データが出ていないということで、本調査結果の公表後に、改めて統計研究研修所の支援を受けつつ、実際の情報を用いて匿名化処理の検証を実施した上で作成するという付帯事項が付いているという形になっております。

このような形で、今回、諮問をお願いしたことから、提供の予定時期につきましては、令和10年9月を予定しており、こちらは公表の約1年半後という形で、かなり早期化されたというふうに認識しております。

今回の内容につきましては、私の説明は以上です。よろしくお願いいたします。

**○樫委員長** 御説明ありがとうございました。

この議事は、ただ今の御説明があったとおり、匿名データの作成に係る匿名化処理基準に沿って行うものと認められます。このため、先月の統計委員会で改正した統計委員会の決定文書「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」の1の(2)の規定により、統計制度部会への付託は行わず、本委員会において直接御議論いただくことといたします。

本件の答申は、同じく統計委員会決定文書の2の規定により、令和7年国勢調査の実施又は変更に係る答申を行った後に行うこととされていますが、先ほどの議事におきまして、令和7年国勢調査の変更に係る答申を取りまとめましたので、本件についても答申をしたいと思います。

私と事務局とで相談して答申案を作成いたしましたので、統計委員会担当室より、これを説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

**○田村総務省統計委員会担当室次長** 統計委員会担当室の田村と申します。

資料4-3を御覧ください。今、委員長からお話がありましたとおり、委員長からの御指示を踏まえまして、答申案をまとめましたので、私の方から説明させていただきます。

記書きの1番のところです。

計画の適否としましては、先ほど御説明があった諮問案件、以下「本計画」というふうに略させていただきますが、こちらについては、総務省統計研究研修所における検証結果を踏まえて審議した結果、調査回答者の匿名性、学術研究や高等教育における有用性が確保されると認められることから、本計画で令和7年国勢調査の匿名データを作成することが適当であるという案でまとめさせていただいております。

2番の理由等のところです。

(1)の本計画の概要のところですが、先ほど諮問案件の御説明の中でも出てきました

が、調査事項の前回調査からの変更内容を下の表のとおりまとめております。

大きく分けると2つ枠がありますが、それぞれ変更内容が、大規模調査年の調査事項とされていましたが、簡易調査年も含めて把握するということになったもの、調査員記入項目から報告者の回答事項に変更になったものということにして、ただし書のところにありますとおり、設問内容については変更されないという計画の概要になっております。

(2) ですが、各調査事項の匿名化处理として、先ほど御説明があったとおり、この計画は、統計委員会の決定文書である「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」の中の「統計データの作成に係る匿名化处理基準」の匿名化处理が、先ほど御説明した令和7年国勢調査の各調査事項に対応することが統計研究研修所において検証されておりまして、これにより作成される匿名データの匿名性及び有用性が確保されることから、適当であるというふうにまとめさせていただきました。

事務局からは以上です。

**○樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、先ほどの統計局からの諮問概要の説明と、ただ今の統計委員会担当室からの答申案の説明について、何か御質問等あれば、よろしくお願いいたします。

清原先生、手が挙がっています。清原先生、よろしくお願いいたします。

**○清原委員** 清原です。私は、今、提案されました答申案に賛成いたします。その上で、統計制度部会長として発言させていただきます。

ただ今、小松課長、田村次長から御説明いただきましたように、「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」は、資料4の参考に詳しく紹介していただいています。9月の統計委員会で決定された、「審議の効率化及び重点化を図るために、匿名データの作成に係る匿名化处理基準に沿って行うものと認められる場合には、審議の効率化及び重点化を図る上で、調査事項に追加又は変更がある場合にあっては、統計研究研修所における検証結果に基づいて、原則として、統計制度部会への付託を行わず、統計委員会において審議を行うもの」に適合する案件となります。

加えて、先ほど諮問第185号の答申「国勢調査の変更について」が可決されましたので、答申の時期についても、「匿名データの作成に必要な調査票情報に係る基幹統計調査の実施又は変更に係る答申を行った後に行う」ということに適合する初めての事例になります。

これまで皆様と検討してきた迅速な匿名化に向けての取組について、今回、大変有意義な判断が即日の答申ということでできることになると思います。

是非迅速な匿名化に向けて、この答申案に賛同するとともに、今後、統計研究研修所及び御担当の皆様におかれても、この答申を受けての円滑で順調な取組をよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

**○樫委員長** 清原先生、どうもありがとうございました。制度部会からの立場として御発言いただきました。

いかがでしょうか。ほかに御質問等あれば、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめに入らせていただきます。

匿名データの作成対象である令和7年国勢調査の調査事項につきましては、前回調査から変更はあるものの、設問内容には変更がなかった。匿名化処理基準の匿名化処理が令和7年国勢調査の各調査事項に対応していることを検証済みであるとのことでした。

また、調査結果の公表後に匿名データ作成提供に関するガイドラインを踏まえて、統計研究研修所の支援を受けつつ、実際の調査票情報を用いて匿名化処理の検証を行った上で作成を行うということですので、今後は、利用者のニーズに応えたよりよい匿名データが早期に提供されることを期待したいと思います。

それでは、答申案についてお諮りいたします。令和7年国勢調査の匿名データの作成についての本委員会の答申は、資料4-3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○樫委員長** どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。匿名データ、非常に早く提供できる氣勢が生まれてきたことを大変喜ばしく思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後の議事に移らせていただきます。

国土交通省統計改革プランにつきましては、昨年9月の第197回統計委員会におきまして、国土交通省から1年間の実施状況を御報告いただいたところです。その際、私からは、今後の実施結果についても統計委員会に情報提供いただくようお願いしたところです。

今般、前回の御報告以降、1年間の実施状況について整理をされたとのことですので、国土交通省から御報告をよろしくお願い申し上げます。

**○長嶺国土交通省総合政策局統計政策特別研究官** 国土交通省の長嶺です。先ほど委員長から御紹介がありましたとおり、国土交通省統計改革プランの2回目の状況報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

資料は、資料5の本体と別紙1と別紙2の3種類がありまして、本体の方を中心に説明させていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。

国土交通省統計改革プランの改革の内容を3つほど整理しております。これは従前と変わりません。

1つは、左の方にありますが、組織改革ということで、代表的な例としましては、去年の4月から省全体の企画立案でありますとか、取りまとめを行います統計品質改善チームを設置して取り組んできております。それから、統計部門を増員してきております。3つ目ですが、統計の定型業務を外部委託して、本省内の職員の業務量の負荷の軽減を図ってきているということがあります。

2番目ですが、これは統計自体の改革でして、有識者からなる統計品質改善会議におきまして、国土交通省所管の諸課題に関しまして議論してきております。最近では、月1回ほど開催しておりまして、先生方から密に御指導をいただいている状況です。

次に、業務マニュアルの見直しということで、これは後ほどまた説明しますが、やはりいろいろなレベルの業務マニュアルがあり、それを少しずつ改善していくことが必要と思

っておりまして、我々としても尽力しております。

それから、オンライン化の推進です。これも後ほど説明しますが、調査方法としてオンラインの選択肢はありますが、実際にオンラインで回答する割合はさほど高くないので、そこは課題と思っております。

3つ目の柱ですが、公文書管理の改善に向けた具体策ということで、これは各統計の業務マニュアルに、公文書管理法に基づく手続等をきちんと明記するということです。これも終えております。あと、その下にありますが、組織の規模に応じて柔軟に文書管理担当者などを設置するということです。既に通知等を出しまして運用改善を図ってきているということです。これらが国土交通省統計改革プランの作成後から取り組んできている主な内容です。

次の2ページ目に移ります。これは改善会議の内容と改善チームの内容を2つに分けて整理しております。3ページ目以降で内容が重複しますので、ここでの2ページ目の具体的な説明は省略させていただきます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

これは業務マニュアルの改善状況です。令和4年8月の統計委員会の建議にもありまして、統計は総合プロジェクトであり、やはり関係者が多いので、業務マニュアルをしっかりと作って公表値等を間違えないようにすることが重要です。しかも、統計の品質は作成プロセスによるということでもありますので、ここはしっかりと取り組んでいきたいと思っていますところです。統計品質改善チームが去年の10月に所管統計全体にわたって点検をしました。具体的には、ヒアリングを行って状況を把握し、その結果を表のR 5.10月時点で4つのレベルに分けたところです。

その後、ヒアリングの際に要改善点を指摘しておりまして、各局に対しましても改善を促してきました。今年の7月時点の状況ですと、レベル1という最も質の低かった業務マニュアルが解消されたという状況です。

例えば、レベル1はどのようなものかと申しますと、別紙1がありますが、少しページをめくっていただきまして、7ページに目次が書いてあります。御覧になっていただけますでしょうか。

そこに「マニュアルの改善例②」というタイトルが書いてありますが、従前の目次が左側で、改善後が右側になっており、従前は、御覧になって分かるように、これが業務マニュアルと言えるかという程度のものです。調査の概要だとか、用語の定義とか、調査についてなどが書いてありますが、業務マニュアルの個々の統計作成プロセスの記載がないような状況です。これは正直言うと、引継書レベルのものでした。このため、やはり個別に助言などを行いまして、右にありますとおり、調査計画は何かから始まりまして、どういった準備をして、総務省とどういう調整をし、実際にどういう調査をするかというものを、まず大きくくりで目次を書き、その次のページにありますとおり、調査準備、実査、集計・評価という主だったプロセスごとに応じて項目立てをし、さらに、9ページにありますとおり、その個々の項目につきまして、担当者がどういった作業をするかが分かるような内容を記載しているというような状況です。こういう引継書レベルのものから少しず

つ改善を行ってきているという状況です。

結果として、繰り返しになりますが、我々が分けたレベル1のものは解消されたというような状況になっております。

次に、4ページ目のオンライン回答率の向上に向けた取組です。

調査方法としてオンライン回答の選択肢は用意してありますが、回答率がそんなに高くない状況であり、国土交通省の場合ですと、オンライン回答率は、去年の12月末時点で56%ぐらいということです。やはり回答率が低いことが課題だと思っており、併せまして、去年の秋にヒアリングしましたときに、各局も工夫して取り組んでいる優良事例が13ほどありました。これは別紙の11ページに13項目を列挙してありますので、それらを見ていただければと思いますが、調査の依頼時点でオンラインを優先してお答えくださいというようなものから、入力時点の工夫、自動機能の導入など、13ほどを整理してあり、これらは各局に対しまして、なるべく導入するようにと促してきているところです。これらの導入率の推移が4ページの右側のグラフであり、今年の7月時点ですと13事例の導入割合は、約半分ぐらいです。今後、本年の秋調査が進みますので、おそらく本年度末ぐらいまでには4%ほど上がるという状況です。このような地道な取組も進めながら、各局にもオンライン回答率の向上に向けた取組を促し、少しずつでもオンライン回答を進めていきたいと思っております。

例としては、依頼文面において、オンラインで回答をお願いすることをまず書き、やむを得ない場合には紙で回答してくださいと記載内容を工夫すること、それから、URLの文字を入力することが煩雑ですので、QRコードを積極的に導入することや、オンライン回答を行うメリットを依頼文などに書いて認識していただくこと、さらには、特定の者にとっては不要な項目を自動的にスキップする機能などを入れるような工夫を促しております。

次に、5ページ目ですが、これは統計業務に関するノウハウだとか人材育成についても取り組んできております。

例えば、左側の欄には、令和6年度からの新たな取組を紹介しています。特に原局において新たに統計を担当する職員に対しましては、調査計画を遵守する必要性を適切に理解していただくように講習を行っております。人事異動後の少し落ち着いた5月と8月の2つの月にわたって7回、約50名の方々に対して講習を行っております。内容は、統計調査の実施、変更手続、不整合が生じやすいケース、それからPDCAの点検の意義、誤りが発生した場合の対応などを説明してまいりました。

右側の方に移りまして、他省等との意見交換を実施しております。日本銀行も含めまして、延べ10回ほど開催しまして、我々では気付かないような点だとか、国土交通省においてまだ取り組んでいませんが、採用した方がいいのではないかとというものをいろいろと伺ってきております。

例えば農林水産業では、PDCA点検につきまして、3年間隔で行ってきているところを1年にしているとか、PDCA点検のときに、原課にお任せではなくて、取りまとめ部局も一緒に取り組んでいるようなことを伺いましたので、後ほど触れますが、国土交通省

もそういった内容について採用することにしております。

5 ページ目の右下に移りますと、これは統計業務の実務担当者がエクセルなどのいろいろな機能をうまく使って効率的に業務できるようにするための講習会を別途開催しております。

6 ページ目に移ります。

今までの取組をまとめますと、建設統計事案の問題とされた業務過多であることや、専門知識の不足に関しましては、組織体制の充実であったり、オンライン化や定型業務の外注化により効率化を進めており、特に問題があった建設工事受注動態統計調査のシステムにつきましては、本年度末までに稼働することになっておりまして、一定の節目を迎える認識しております。特に知識の不足に関しましては、美添先生を座長とする統計品質改善会議において諸課題を議論させていただいており、専門家の先生を交えて議論することが定着しているのではないかと理解しております。

さらに、統計品質改善チームが省内の取りまとめ役として、各局と調整しながらマニュアルの改善やオンライン回答に向けた取組などを促進してきております。今後も国民の信頼を回復するべく、改善の取組が継続して必要であると考えているところです。

特に、今後、具体的にどういうことをするかということが下の箱の中に書いてあります。改善し続けることが非常に重要だと思っております。その上で、国土交通省が所管する個別統計の調査課題を、再度、整理する必要があるかと思っております。例えば、数十年続いている同じような調査項目があったりするわけですが、それが本当にニーズにふさわしい昨今の課題に合った調査項目になっているだろうかという点や、調べてみますと、データの審査方法があまり統一的ではなかったりしますので、その辺りは最低限の基準を検討するとか、こういった考え方でデータの審査を考えるべきかということを整理したいと思っております。

あとは、二、三十年前の社会情勢を踏まえて作った標本設計が、昨今の外国人の増加や社会情勢の変化に本当に適切に合致しているかということを、再度、点検していきたいと思っております。それが①です。

②として、国土交通省も予算のほか、統計担当部局、それから統計を担当する原局の職員も人員の確保が非常に難しい状況ですので、効率化というのは1つの重要なキーワードであろうと思っております。統計業務の効率化の観点からは、統計ニーズを把握しつつ、速報と確報を毎月公表している統計などもありますので、あまり差がなければ、60日ルールがあるため1回60日以内に公表し、その確報は、年報だとか、公表頻度を少なくするなどの効率化はあると思うので、そういうものも検討していきたいと思っております。

③につきましては、先ほど農林水産省との意見交換会の中でも紹介しましたが、やはりPDCAサイクルの点検の在り方も、担当課任せというものではなくて、我々も関与して、PDCAの実効性を高めるべく、点検のやり方を見直していきたいと思っております。

以上が、国土交通省の、特にここ1年間の改革プランに基づく主な取組状況です。

**○長嶺国土交通省総合政策局統計政策特別研究官** 国土交通省の長嶺です。先ほど委員長から御紹介がありましたとおり、国土交通省統計改革プランの2回目の状況報告をさせて

いただきたいと思います。よろしくお願いします。

資料は、資料5の本体と別紙1と別紙2の3種類がありまして、本体の方を中心に説明させていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。

国土交通省統計改革プランの改革の内容を3つほど整理しております。これは従前と変わりません。

1つは、左の方にありますが、組織改革ということで、代表的な例としましては、去年の4月から省全体の企画立案でありますとか、取りまとめを行います統計品質改善チームを設置して取り組んできております。それから、統計部門を増員してきている。3つ目ですが、統計の定型業務を外部委託して、本省内の職員の業務量の負荷の軽減を図ってきているということがあります。

2番目ですが、これは統計自体の改革でして、有識者からなる統計品質改善会議におきまして、国土交通省所管の諸課題に関しまして議論してきております。最近では、月1回ほど開催しております、先生方から密に御指導をいただいている状況です。

次に、業務マニュアルの見直しということで、これは後ほどまた説明しますが、やはりいろいろなレベルの業務マニュアルがあり、それを少しずつ改善していくことが必要と思っております、我々としても尽力しております。

それから、オンライン化の推進です。これも後ほど説明しますが、調査方法としてオンラインの選択肢はありますが、実際にオンラインで回答する割合はさほど高くないので、そこは課題と思っております。

3つ目の柱ですが、公文書管理の改善に向けた具体策ということで、これは各統計の業務マニュアルに、公文書管理法に基づく手続等をきちんと明記するということです。これも終えております。あと、その下にありますが、組織の規模に応じて柔軟に文書管理担当者などを設置するということです。既に通知等を出しまして運用改善を図ってきているということです。これらが国土交通省統計改革プランの作成後から取り組んできている主な内容です。

次の2ページ目に移ります。これは改善会議の内容と改善チームの内容を2つに分けて整理しております。3ページ目以降で内容が重複しますので、ここでの2ページ目の具体的な説明は省略させていただきます。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

これは業務マニュアルの改善状況です。令和4年8月の統計委員会の建議にもありまして、統計は総合プロジェクトであり、やはり関係者が多いので、業務マニュアルをしっかりと作って公表値等を間違えないようにすることが重要です。しかも、統計の品質は作成プロセスによるということでもありますので、ここはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。統計品質改善チームが去年の10月に所管統計全体にわたって点検をしました。具体的には、ヒアリングを行って状況を把握し、その結果を表のR5.10月時点で4つのレベルに分けたところです。

その後、ヒアリングの際に要改善点を指摘しております、各局に対しましても改善を

促してきました。今年の7月時点の状況ですと、レベル1という最も質の低かった業務マニュアルが解消されたという状況です。

例えば、レベル1はどういうものかと申しますと、別紙1がありますが、少しページをめくっていただきまして、7ページに目次が書いてあります。御覧になっていただけますでしょうか。

そこに「マニュアルの改善例②」というタイトルが書いてありますが、従前の目次が左側で、改善後が右側になっており、従前は、御覧になって分かるように、これが業務マニュアルと言えるかという程度のものです。調査の概要だとか、用語の定義とか、調査についてなどが書いてありますが、業務マニュアルの個々の統計作成プロセスの記載がないような状況です。これは正直言うと、引継書レベルのものでした。このため、やはり個別に助言などを行いまして、右にありますとおり、調査計画は何かから始まりまして、どういった準備をして、総務省とどういう調整をし、実際にどういう調査をするかというものを、まず大きくくりで目次に書き、その次のページにありますとおり、調査準備、実査、集計・評価という主だったプロセスごとに応じて項目立てをし、さらに、9ページにありますとおり、その個々の項目につきまして、担当者がどういった作業をするかが分かるような内容を記載していつているというような状況です。こういう引継書レベルのものから少しずつ改善を行ってきているという状況です。

結果として、繰り返しになりますが、我々が分けたレベル1のものは解消されたというような状況になっております。

次に、4ページ目のオンライン回答率の向上に向けた取組です。

調査方法としてオンライン回答の選択肢は用意してありますが、回答率がそんなに高くない状況であり、国土交通省の場合ですと、オンライン回答率は、去年の12月末時点で56%ぐらいということです。やはり回答率が低いことが課題だと思っており、併せまして、去年の秋にヒアリングしましたときに、各局も工夫して取り組んでいる優良事例が13ほどありました。これは別紙の11ページに13項目を列挙してありますので、それらを見ていただければと思いますが、調査の依頼時点でオンラインを優先してお答えくださいというようなものから、入力時点の工夫、自動機能の導入など、13ほどを整理してあり、これらは各局に対しまして、なるべく導入するようにと促してきているところです。これらの導入率の推移が4ページの右側のグラフであり、今年の7月時点ですと13事例の導入割合は、約半分ぐらいです。今後、本年の秋調査が進みますので、おそらく本年度末ぐらいまでには4%ほど上がるという状況です。このような地道な取組も進めながら、各局にもオンライン回答率の向上に向けた取組を促し、少しずつでもオンライン回答を進めていきたいと思っております。

例としては、依頼文面において、オンラインで回答をお願いすることをまず書き、やむを得ない場合には紙で回答してくださいと記載内容を工夫すること、それから、URLの文字を入力することが煩雑ですので、QRコードを積極的に導入することや、オンライン回答を行うメリットを依頼文などに書いて認識していただくこと、さらには、特定の者にとっては不要な項目を自動的にスキップする機能などを入れるような工夫を促しております。

す。

次に、5 ページ目ですが、これは統計業務に関するノウハウだとか人材育成についても取り組んできております。

例えば、左側の欄には、令和6年度からの新たな取組を紹介しています。特に原局において新たに統計を担当する職員に対しましては、調査計画を遵守する必要性を適切に理解していただくように講習を行っております。人事異動後の少し落ち着いた5月と8月の2つの月にわたって7回、約50名の方々に対して講習を行っております。内容は、統計調査の実施、変更手続、不整合が生じやすいケース、それからPDCAの点検の意義、誤りが発生した場合の対応などを説明してまいりました。

右側の方に移りまして、他省等との意見交換を実施しております。日本銀行も含めまして、延べ10回ほど開催しまして、我々では気付かないような点だとか、国土交通省においてまだ取り組んでいませんが、採用した方がいいのではないかとこのものをいろいろと伺ってきております。

例えば農林水産業では、PDCA点検につきまして、3年間隔で行ってきているところを1年にしているとか、PDCA点検のときに、原課にお任せではなくて、取りまとめ部局も一緒に取り組んでいるようなことを伺いましたので、後ほど触れますが、国土交通省もそういった内容について採用することにしております。

5 ページ目の右下に移りますと、これは統計業務の実務担当者がエクセルなどのいろいろな機能をうまく使って効率的に業務できるようにするための講習会を別途開催しております。

6 ページ目に移ります。

今までの取組をまとめますと、建設統計事案の問題とされた業務過多であることや、専門知識の不足に関しましては、組織体制の充実であったり、オンライン化や定型業務の外注化により効率化を進めており、特に問題があった建設工事受注動態統計調査のシステムにつきましては、本年度末までに稼働することになっておりまして、一定の節目を迎える認識しております。特に知識の不足に関しましては、美添先生を座長とする統計品質改善会議において諸課題を議論させていただいており、専門家の先生を交えて議論することが定着しているのではないかと理解しております。

さらに、統計品質改善チームが省内の取りまとめ役として、各局と調整しながらマニュアルの改善やオンライン回答に向けた取組などを促進してきております。今後も国民の信頼を回復するべく、改善の取組が継続して必要であると考えているところです。

特に、今後、具体的にどういうことをするかということが下の箱の中に書いてあります。改善し続けることが非常に重要だと思っております。その上で、国土交通省が所管する個別統計の調査課題を、再度、整理する必要があるかと思っております。例えば、数十年続いている同じような調査項目があったりするわけですが、それが本当にニーズにふさわしい昨今の課題に合った調査項目になっているだろうかという点や、調べてみますと、データの審査方法があまり統一的ではなかったりしますので、その辺りは最低限の基準を検討するとか、こういった考え方でデータの審査を考えるべきかということを整理したいと

思っております。

あとは、二、三十年前の社会情勢を踏まえて作った標本設計が、昨今の外国人の増加や社会情勢の変化に本当に適切に合致しているかということ、再度、点検していきたいと思っております。それが①です。

②として、国土交通省も予算のほか、統計担当部局、それから統計を担当する原局の職員も人員の確保が非常に難しい状況ですので、効率化というのは1つの重要なキーワードであろうと思っております。統計業務の効率化の観点からは、統計ニーズを把握しつつ、速報と確報を毎月公表している統計などもありますので、あまり差がなければ、60日ルールがあるため1回60日以内に公表し、その確報は、年報だとか、公表頻度を少なくするなどの効率化はあると思うので、そういうものも検討していきたいと思っております。

③につきましては、先ほど農林水産省との意見交換会の中でも紹介しましたが、やはりPDCAサイクルの点検の在り方も、担当課任せというものではなくて、我々も関与して、PDCAの実効性を高めるべく、点検のやり方を見直していきたいと思っております。

以上が、国土交通省の、特にここ1年間の改革プランに基づく主な取組状況です。

**○樫委員長** 御報告ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告、御説明につきまして、何か御質問等があれば、よろしくお願いいたします。

白塚先生、よろしくお願いします。

**○白塚委員** 意欲的な取組を続けていただいている、非常にいいことだと思います。改善し続ける統計というのは非常に大事だと思いますので引き続き積極的に統計の改善に取り組んでほしいと思います。その際、いろいろな調査項目とか、標本設計、いろいろなものを見直していく必要があることはそのとおりですが、同時に、やはり統計としての連続性という観点も大事だと思います。ぜひ、両者のバランスを考えて、いろいろな施策を検討していただきたいと思います。

**○樫委員長** 何かコメントはありますか。

**○長嶺国土交通省総合政策局統計政策特別研究官** 調査項目等を変える場合には、御指摘の点は当然あると思いますので、接続表を適切に作るなどの工夫をして、ユーザーが困らないような対処は考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

**○樫委員長** どうもありがとうございました。統計ユーザーに対する利便性も非常に重要なクオリティだと思いますので、御配慮いただければと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがですか。

菅先生、よろしくお願いします。

**○菅委員** すごく意欲的で大変な努力をなさっていらっしゃると思います。興味があるのは、これは基幹統計だけが対象なのか、いわゆる一般統計もありますので、どこまでやるのか、つまり、取りあえず基幹統計だけ頑張っておいて、一般統計は置いておいてなのか、それとも一般統計まで頑張るのか、その辺りを教えていただけたらと思います。

**○長嶺国土交通省総合政策局統計政策特別研究官** 統計改革プランでは、基幹統計と一般

統計の区別を大きくしていないので、もちろん60幾つある基幹統計、一般統計全てを対象にしたいと思っております。ただし、優先順位としては、基幹統計から重点的に見直しなり点検をしていきたいと思っております、その後で一般統計にも着手していくという2段階で考えております。

○菅委員 今かかっているのは、どちらかというと、基幹統計を取りあえず頑張っているということですか。

○長嶺国土交通省総合政策局統計政策特別研究官 はい、そのとおりです。

○菅委員 まだ、さすがに一般統計まではまだ先かなという感じで考えているということですか。

○長嶺国土交通省総合政策局統計政策特別研究官 はいそうです。一般統計の中にも急がなければならない案件があるならば、それは個別に優先的に取り上げていきたいと思っております。ただし、おっしゃるとおり、優先順位としては、基幹統計からというふうに考えております。

○椿委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

松村先生、よろしくお願いします。

○松村委員 御説明ありがとうございます。2点ほど質問させていただければと思います。1つ目は、6ページ目のところで今後の取組方針の御説明があったと思いますが、業務の効率化は大変重要だと思いますし、速報と確報の在り方の検討は、まさにその1つと思います。昨今よくDXなど言われて、AIの活用やマクロを組んで作業を効率化する取組などもあるかと思いますが、国土交通省の場合、DXを生かした効率化などを考えておられるのかということ。

2つ目は、別紙2の2ページ目の一番下のところに、「組織風土改革に向けた部局内のコミュニケーションの充実」というのがあると思います。ここに3つほど書いてあって、レイアウト変更でコミュニケーションを行いやすくするというのは、懐疑的な意見もありますが、意外に重要だったりすると思います。その上2つに、若手職員によるグループディスカッションの実施と、若手と幹部の意見交換会を行っていると思いますが、具体的にどういうことをされているのかということをお伺いできればと思います。

○長嶺国土交通省総合政策局統計政策特別研究官 まず1点目のDXの活用やAIの活用ですが、これは我々も去年の夏ぐらいからAIの導入を考えて試行してみました。要は、AIを使って外れ値の特定をできないかと考えて試行してきて、民間のアドバイザーの方の協力も得ながら検討してきました。

現状としては、なかなかまだ活用しにくい状況です。というのは、AIの場合、元が言語モデルなので、文章のアウトプットであればまだいいのですが、数値の場合、なかなか教師データとして適切なものが見当たらないので、外れ値を数量的に明確に特定する状況まで至っておりません。ただし、試行錯誤は続けており、将来的には何とか外れ値や回答データのエラーなどをうまく判別できるような機能などを統計プロセスに取り入れることができればと考えております。お答えになっているかどうか分かりませんが。

2点目のコミュニケーションの在り方ですが、上2つについては、やはり統計事案が起こったときに、上下間、要は、上司の職員と担当職員の間で、やはりコミュニケーションが希薄だったようでして、誤りとかいろいろな困ったことがあっても共有できなかったという課題があったので、こういう課題について幹部とのディスカッション等を行いました。そこでの詳細の内容は今、承知しておりませんが、若手職員の意見を聞くということを積極的に当時やったようです。

この点に関連しまして、3つ目のオフィス改革については、コミュニケーションを行いやすくするためのオフィスのレイアウト変更を今年の4月に行いました。これは空間を明るくすることや打合せスペースを多くすることによって、いろいろな職員が議論できる、それから、幹部の方と担当職員も意見交換できるというような状況を作ろうとして取り組んでおります。職員へのアンケートも2回ぐらい行っており、以前よりも改善したという声が上がっております。ただし、本当にそれでコミュニケーションが密になったかという点、まだそこは課題があると思っております。この前も、我々幹部も含めて、若手職員との意見交換会を今年に入ってから開催しておりますし、職員の課題だとか、働き方とか、仕事のしやすさというものをなるべく吸い上げていこうという努力は組織を挙げて取り組んできているつもりです。

お答えになっていないかもしれません。

○樫委員長 松村委員、引き続きよろしくお願いします。

○松村委員 ありがとうございます。1点目のところは、確かにAIを外れ値検出に活用するというのもあると思います。加えて、例えば統計の入力を行うときに、人が各種のものをしながらやっていると、どうしても入力ミスなども起こるので、DX等を活用して自動化できたら、ミスも起こりにくいかなと思っております。私も二十数年前にこうした作業をやったことがあります、いろいろなところから数字を拾ってきて人手でエクセルに入力していくというのは、やはりどうしてもミスが出がちになりますので、システムマティックに対応することで、改善ができればとは思いました。

2点目の方ですが、こういう若手と幹部との意見交換というのは非常にいい取組だと思います。これを見ると、多分、令和4年に1回やったきりになっているかと思いますが、一定期間で若手も幹部も代わっていかれると思いますので、継続的にやられた方がいいのではないかなと思いました。ありがとうございました。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からもコメントをさせていただきます。

国土交通省統計改革プランを作成してから2年が経過したということで、今回は、昨年御報告いただいてからの1年間の取組について御報告いただいたところです。

まず、業務マニュアルがきちんと改善していく、しかもレベルがきちんと見えるような形で改善いただいていることや、オンライン調査についても、かなり好事例を導入している。他府省との意見交換の中で、いいことをきちんと吸収していく。それから、統計人材の育成や、さっきありましたように、我々が建議したときに、いろいろな問題点がすぐ上

にいく、バッドニュースファーストでいくというようなことをお願いしていましたが、そういう意味での幹部と若手のコミュニケーション、こういうことも進んでいる。まさにDX化ということ、恐らく国土交通省だけではなくて全府省共通でやらなければならない課題だと思いましたが、そういうことが非常に着実かつ積極的に進められているという印象を強く感じました。

統計品質改善会議の審議などを通じて、省全体の統計の品質の改善を推進する、そういう会議体を月1回ぐらいやっていたらいいということですので、統計委員会にも、グッドプラクティスを適宜情報提供いただくとともに、その他の府省にも好事例を展開する、あるいは好事例を吸収するという、そういう取組の共有は非常に政府全体の統計の改善にとっていいことではないか、いい活動を始めていただいているのではないかと思います。

引き続き期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、御報告どうもありがとうございました。

**○長嶺国土交通省総合政策局統計政策特別研究官** こちらこそ、どうもありがとうございました。またよろしくお願いいたします。

**○樫委員長** それでは、本日用意した議題は以上となります。本日の議事録は、委員に確認いただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から御連絡をお願いいたします。

**○谷本総務省統計委員会担当室長** 事務局です。本日も御審議いただきましてありがとうございました。

次回の委員会につきましては調整中ですので、日時、場所につきましては別途、御連絡いたします。

事務局からは以上です。

**○樫委員長** それでは、以上をもちまして、統計の日10月18日に開催するという非常にメモリアルな第210回の統計委員会を終了とさせていただきます。本日、御参集いただきまして、どうもありがとうございました。